最終更新日：2017年6月29日

株式会社池田泉州ホールディングス
代表取締役社長 藤田博久
問合せ先：06-4802-0013
証券コード：8714
http://www.senshuikeda-hd.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、池田泉州銀行などを子会社とする持株会社であり、「幅広いご縁」と「進取の精神」を大切に、お客さまのニーズに合ったサービスを提供し、地域の皆さまに「愛される」金融グループを目指すことを経営理念に掲げ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでおります。

⑴ 株主の皆さまの権利を尊重するとともに、平等性の確保に努めます。
⑵ ステークホルダーの利益を考慮するとともに、適切な協働に努めます。
⑶ 会社情報を適切に開示するとともに、その会社情報の透明性の確保に努めます。
⑷ 取締役会及び監査役会は株主の皆さまに対する受託者責任等を踏まえ、業務執行の監督及び監査の実効性向上に努めます。
⑸ 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主の皆さまとの建設的な対話に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コードの各原則について、全てを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】
○ 政策保有株式に関する基本方針
当社および池田泉州銀行は、平成22年の銀行合併以来、株式保有リスクの削減を目的に、政策保有株式を削減してまいりました。今後も、以下の方針に基づき政策保有株式を削減してまいります。

⑴ 政策保有株式の削減は、株式保有リスクや資本の効率性等を総合的に検討の上で、取引先企業との十分な対話を前提に進めてまいります。
⑵ 当社グループおよび投資先の中長期的な企業価値向上に資する、あるいは、“地域”創生および地域活性化にあたり必要と判断される場合には、限定的に株式を保有いたします。
⑶ 政策保有の必要性については、個別銘柄毎に保有意義・中長期的な経済合理性、地域経済との関連性等を踏まえ、定期的に検証し、判断してまいります。

※合併による池田泉州銀行発足の平成22年5月から平成29年3月末までに約370億円政策保有株式を削減

○ 政策保有株式議決権行使基準
当社および池田泉州銀行は、政策保有株式について、当社グループおよび投資先の中長期的な企業価値向上に資するなどの観点から各議案についての賛否を判断し、全ての議決権を行使いたします。
また、以下に該当する場合は、特に慎重に判断することといたします。

⑴ 法令違反や反社会的行為が認められる場合
⑵ 情報開示が不適切など、株主の利益を阻害すると考えられる場合

【原則1-7】
〇関連当事者間の取引
当社では、株主の利益を確保するため、関連当事者間の取引に関し、以下の手続を取締役会規定にて定めており、取締役会の決議・報告が必要な仕組みとしております。
・取締役及び執行役員が自己または第三者のために行う競業取引及び利益相反取引については、取締役会の決議を経なければならないこと。
・取締役及び執行役員が自己または第三者のために行う競業取引及び利益相反取引を行った場合は、遅滞なくその取引についての重要な事実を取締役会に報告しなければならないこと。

【原則3-1】
⑴ 当社は、経営理念や経営計画を策定し公表しております。経営理念については本報告書「1．基本的な考え方」に記載しているほか、当社ホームページに記載しておりますので、ご参照ください。
経営理念：http://www.senshuikeda-hd.co.jp/company/principles.html
経営計画：http://www.senshuikeda-hd.co.jp/ir/e-koukoku/ir_presentation/index.html

⑵ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方（基本方針）については、本報告書「1．基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

⑶ 取締役会が経営陣幹部・取締役および執行役員の報酬を決定するにあたっての方針と手続きについて、以下の通り基本方針を定めております。

取締役および執行役員の報酬については、職務遂行の対価として支払うべき部分と業績向上・企業価値増大に対して支払うべき部分があると考えております。
そのうち業績向上等に対して支払うべき部分については、自社株による非金銭報酬としてのストックオプションを導入しております。
また、職務遂行の対価として支払う部分としては、確定金額報酬としておりますが、そのなかには、職務の実績評価について、一定の基準を設け、その達成状況をもって各取締役および各執行役員の報酬額を増減させる取扱いをいたしております。
なお、当社では、役員報酬の客観性、透明性を確保するため、報酬委員会を設置しており、同委員会での検討結果をもとに、取締役会にて審議・決定するプロセスをとっております。

⑷ 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うにあたっての方針と手続きについて、以下の通り基本方針を定めております。

＜取締役候補者の指名の基本方針＞
当社の経営理念に基づき、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に貢献することを期待できる人物を取締役候補者として指名することとしております。
また、当社の事業やその課題に精通する者が一定数必要であることに加え、取締役会の独立性・客観性を担保するため、取締役会メンバーの知識・経験・能力の多様性を確保することとの観点から、当社は、当社の事業やその課題に精通する者を経営陣幹部その他の業務執行取締役候補として指名するほか、多様な知見やバックグラウンドを持つ候補者を、社外取締役として指名することを基本方針としています。

＜取締役候補者の指名手続＞
取締役候補者につきましては、人事委員会を設置しており、同委員会での検討結果をもとに、取締役会にて審議・決定するプロセスをとっております。

＜監査役候補者の指名の基本方針＞
業務執行者からの独立性の確保と、当社の持続的成長と社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立することを期待できる人物を監査役候補者（社外を含む）として指名することとしております。

＜監査役候補者の指名手続＞
監査役候補者につきましては、人事委員会が同候補者を監査役会に推薦し、事前に監査役会の意見を聞き、同意を得たうえで取締役会において決定するプロセスをとっております。

＜執行役員の選任の基本方針＞
別途定める執行役員規定を遵守し、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上のため、誠実に職務執行を行うことが期待できる人物を執行役員候補者として選任することとしております。

＜執行役員候補者の選任手続＞
執行役員候補者の選任につきましては、人事委員会を設置しており、同委員会での検討結果をもとに、取締役会にて審議・決定するプロセスをとっております。

⑸ 取締役・監査役候補者の選任理由については、「株主総会招集ご通知」の参考書類に記載、開示しております。
招集通知は当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。
http://www.senshuikeda-hd.co.jp/ir/kabunushisoukai.html

【補充原則4-1-1】
〇取締役会の役割と経営陣への委任の範囲の概要
取締役会は、会社法及び取締役会規定に基づき、重要な業務執行を意思決定し、その他重要な事項を報告聴取するとともに、取締役及び執行役員の職務執行の監督を行います。取締役会は原則月1回開催し、監査役の出席のもとコンプライアンスやリスク管理を重視した意思決定を行います。
業務執行において、より的確・迅速な経営の意思決定を行うために、取締役会の下に「経営会議」を設置し、取締役会から委譲された、重要な業務執行以外の経営の重要事項に関する意思決定や報告聴取を行います。経営会議は原則週1回開催し、監査役の出席の下、コンプライアンスやリスク管理を重視した意思決定を行います。

【原則4-8】
〇複数の社外取締役選任に関する取組方針
当社は複数名の独立社外取締役を選任する方針としており、取締役12名のうち4名の独立社外取締役を選任しております。

【原則4-9】
当社グループは、社外取締役および社外監査役の候補者の独立性に関しては以下の基準に基づき判断しております。
＜独立性判断基準＞
原則として、現在または最近（※1）において以下のいずれの要件にも該当しない者とする。

1．当社グループを主要（※2）な取引先とする者またはその業務執行者
2．当社グループの主要な取引先またはその業務執行者
3．当社グループから役員報酬以外に多額（※3）の金銭その他財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律家（当該財産を得ている者が法人等の場合は、当該法人等に所属する者）
4．当社の主要株主（※4）またはその業務執行者
5．当社グループから多額の寄付等を受ける者またはその業務執行者
6．過去（※5）に当社グループの業務執行者であった者
7．次に掲げる者（重要でない者を除く）の近親者（※6）
A．上記1～6に該当する者
B．当社グループの企業の取締役、監査役、執行役員および重要な使用人等
※1「最近」の定義：実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む
※2「主要」の定義：直近事業年度における年間連結総売上高（当社の場合は年間連結経常収益）の2％以上を基準に判定
※3「多額」の定義：過去3年間の平均で、年間10百万円以上
※4「主要株主」の定義：直近の事業年度末時点において、総議決権の10％以上の議決権を保有する者

※5「過去」の定義：10年以内
※6「近親者」の定義：2親等以内

【補充原則4-11-1】
〇取締役会全体としての多様性及び規模に関する考え方
当社の事業やその課題に精通する者が一定数必要であることに加え、取締役会の独立性・客観性を担保するため、取締役会メンバーの知識・経験・能力の多様性を確保することとの観点から、当社は、当社の事業やその課題に精通する者を経営陣幹部その他の業務執行取締役候補として指名するほか、多様な知見やバックグラウンドを持つ候補者を、社外取締役・社外監査役候補として指名することを基本方針としています。
また当社は取締役会における実質的な協議・検討の様々な機会を確保するとともに、意思決定の迅速性を重視する観点から、取締役・監査役の員数を原則として、現状、12名の取締役と5名の監査役を選任しております。

【補充原則4-11-2】
〇取締役・監査役の兼任状況
当社は、取締役・監査役候補者、取締役・監査役の重要な兼職状況を「株主総会招集ご通知」の事業報告や参考書類に記載、開示しております。招集通知は当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。
http://www.senshuikeda-hd.co.jp/ir/kabunushisoukai.html

【補充原則4-11-3】
〇取締役会全体の実効性についての分析・評価
当社は、平成28年度の取締役会の実効性について、取締役会の構成や実効性を高める仕組み、意思決定プロセス等の視点から、取締役及び監査役により自己評価を実施しております。
その評価を基に平成29年6月の取締役会において分析・評価を行った結果の概要は以下のとおりであり、取締役会の実効性は十分確保されていることを確認しております。

⑴ 議長のリーダーシップによる活発な議論の促進、各取締役が役割を認識のうえ議論に参加する等、取締役会の実効性を高める取組みを行っております。また、現在は社外取締役を4名に、社外監査役を3名に拡充し、更なる議論の質向上に向けた環境整備に努めております。
⑵ 昨年度、課題と認識していた審議時間の確保及び情報提供の充実につきまして、議案の絞込み及び開催時間の拡充による審議時間の確保、また社外取締役会議の設置など社外取締役への情報提供の充実を図っております。
⑶更に取締役会の実効性を向上させるため、審議案件の絞込み等によるメリハリの効いた運営、社外取締役への情報提供の一層の充実など改善が必要と認識しております。

【補充原則4-14-2】
〇取締役・監査役に対するトレーニングの方針
当社では、取締役・監査役向けに定期的に研修会を開催しており、法令や社会情勢の動向を専門家や有識者から解説いただくこととしております。
社外役員に対しては、当社グループの各企業の事業内容や当面の経営課題に対する取り組み状況をご説明することとしております。

【原則5-1】
当社は以下の方針を定め、「株主との対話」に前向きに取り組んでまいります。

1．「株主との対話」を統括する者
　対話に関する統括は企画部担当役員が行い、建設的な対話の実現に向け目配りを行います。
2．対話を促進するための体制
　担当部署である企画部を中心に人事総務部・総合リスク管理部に加え、グループ各社の管理部門や営業部門と連携することにより、情報収集と分析を行った上で、当社として適切な判断の上で対話を行います。
3．対話手段の充実に関する取組
　投資家との個別面談に加え、機関投資家向けの会社説明会を年2回以上開催しています。
　また、個人向けの会社説明会も年1回以上開催するとともに、株主の皆さまとの懇談会も開催しており、今後もIR活動の充実に努めてまいります。
4．株主構造の把握
　対話を促進するために、定期的に実質株主判明調査を行い、当社の株主構造の把握に努めています。
5．株主意見のフィードバック
　対話で得られた意見などは、適宜、取締役会・経営会議などにおいて経営陣にフィードバックし、当社の今後の活動内容の向上に役立てます。
6．インサイダー情報の管理
　インサイダー取引の未然防止を図るための規定を定め、当然に遵守します。
　また、株主の皆さまへの公平性を確保するために、各四半期の決算日から決算発表日までの期間中における業績の見通しの他、インサイダー情報につながる質問への回答やコメントを差し控えます。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	77,281,300	27.50
株式会社三菱東京UFJ銀行	11,869,593	4.22
池田泉州銀行従業員持株会	6,772,893	2.41
CBNY GOVERNMENT OF NORWAY	6,305,455	2.24
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	6,175,300	2.20

野村信託銀行株式会社	4,943,000	1.75
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	4,068,000	1.44
伊丹産業株式会社	3,692,671	1.31
株式会社大林組	3,318,884	1.18
JP MORGAN CHASE BANK 385151	3,285,362	1.16

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

―

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	銀行業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	4 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大橋太朗	他の会社の出身者								○			
平松一夫	学者								○			
古川実	他の会社の出身者								○			
小山孝男	他の会社の出身者								○			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大橋太朗	○	大橋太朗氏と池田泉州銀行との間に通常の銀行取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	上場会社の代表取締役として企業経営に関与した幅広い経験と高い見識に基づき、当社の社外取締役として業務執行に対する監督等の役割を果たしております。また、証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主と利益相反の生じる恐れがないため、独立役員として指定しております。

平松一夫	○	平松一夫氏と池田泉州銀行との間に通常の銀行取引があります。また、平松一夫氏が常任理事を務める学校法人関西学院と、池田泉州銀行との間に通常の銀行取引があります。上記の取引は、取引の規模や性質に照らして、株主･投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	学校法人及び企業における幅広い経験と高い見識に基づき、当社の社外取締役として業務執行に対する監督等の役割を果たしております。また、証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主と利益相反の生じる恐れがないため、独立役員として指定しております。
古川実	○	古川実氏と池田泉州銀行との間に通常の銀行取引があります。また、古川実氏が相談役を務める日立造船株式会社と、池田泉州銀行との間に通常の銀行取引があります。上記の取引は、取引の規模や性質に照らして、株主･投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	上場会社の代表取締役として企業経営に関与した幅広い経験と高い見識があり、かつ十分な社会的信用を有していることから、社外取締役としての役割を果たしていただけるものと判断致しました。また、証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主と利益相反の生じる恐れがないため、独立役員として指定しております。
小山孝男	○	小山孝男氏と池田泉州銀行との間に通常の銀行取引があります。また、小山孝男氏の出身元である株式会社日立製作所及び株式会社日立ソリューションズと、池田泉州銀行の間にシステム開発及び運用の委託取引並びに通常の銀行取引があります。上記の取引は、取引の規模や性質に照らして、株主･投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	代表取締役として企業経営に関与した幅広い経験と高い見識があり、かつ十分な社会的信用を有していることから、社外取締役としての役割を果たしていただけるものと判断致しました。また、証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主と利益相反の生じる恐れがないため、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	人事委員会	5	0	1	4	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	5	0	1	4	0	0	社外取締役

補足説明

―

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	6 名
監査役の人数 更新	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、定期的に情報交換の場を設け、監査における諸問題等について意見交換を行うなど、緊密に連携することで効率的かつ実効性の高い監査業務を行っております。
監査役と内部監査部門は、内部監査に監査役が立ち会ったり意見交換を行うなど、緊密に連携することで効率的かつ実効性の高い監査業務を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	3 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
佐々木敏昭	他の会社の出身者										○			
森信静治	弁護士										○			
中西孝平	他の会社の出身者										○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐々木敏昭	○	佐々木敏昭氏と池田泉州銀行との間に通常の銀行取引があります。また、佐々木敏昭氏が理事長を務める学校法人泉州学園と、池田泉州銀行との間に通常の銀行取引があります。上記の取引は、取引の規模や性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	長年に亘る金融機関の監査役としての幅広い経験と高い見識に基づき、当社の社外監査役としての役割を果たしております。また、証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主と利益相反の生じる恐れがないため、独立役員として指定しております。
森信静治	○	森信静治氏と池田泉州銀行との間に通常の銀行取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	弁護士としての幅広い経験と高い見識があり、かつ十分な社会的信用を有していること、また企業の社外取締役としての経験から、当社の経営執行等の適法性について、客観的・中立的な立場に立って、社外監査役としての役割を果たしていただけるものと判断致しました。また、証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主と利益相反の生じる恐れがないため、独立役員として指定しております。
中西孝平	○	中西孝平氏と池田泉州銀行との間に通常の銀行取引があります。また、中西孝平氏の出身元である株式会社国際協力銀行と池田泉州銀行との間で海外に進出する本邦企業へのサポートを目的とした業務協力協定を締結しておりますが、対価の授受を伴うものではありません。上記取引は、取引の規模や性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	銀行の取締役や企業の社外取締役を通じて培ってきた、国際金融に関する幅広い経験と見識並びに企業経営に関する経験及びコーポレートガバナンスに関する見識があり、かつ十分な社会的信用を有していることから、客観的・中立的な立場に立って、社外監査役としての役割を果たしていただけるものと判断致しました。また、証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主と利益相反の生じる恐れがないため、独立役員として指定しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数 更新	7 名

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社では、株式報酬型ストックオプション制度を導入しております。これは、当社及び子会社の業績と株式価値との連動性を一層強固なものとし、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるため発行するものであります。

ストックオプションの付与対象者	子会社の取締役、その他

該当項目に関する補足説明

当社子会社の株式会社池田泉州銀行の社内取締役及び執行役員に対し、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書及び事業報告には、取締役の年間報酬総額及び監査役の年間報酬総額を記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬については、株主総会の決議により、取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度額を決定しております。
各取締役の報酬は、役員報酬の客観性、透明性を確保するため、報酬委員会を設置しており、同委員会での検討結果をもとに、取締役会にて審議・決定するプロセスをとっております。
監査役会の各監査役の報酬は監査役会の協議により決定いたします。

【社外取締役 (社外監査役) のサポート体制】

社外取締役に対しては取締役会室が、社外監査役に対しては監査役室が、それぞれ必要なサポートを行っております。取締役会の開催に際しては、社外取締役に対して会議議案の事前説明、各種情報提供などを行っております。監査役会の開催に際しては、会議資料の事前配付、各種情報提供などを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社における業務執行及び監査・監督の現状の体制の概要は以下のとおりであります。
なお、当社は、社外取締役並びに社外監査役との間において、その職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を会社法第425条第1項が定める額とする内容の責任限定契約を締結しております。

1.取締役会
取締役会は、12名の取締役 (うち社外取締役4名) で構成され、取締役会規定に基づき重要な経営事項を意思決定、報告聴取するとともに、取締役及び執行役員の職務執行の監督を行います。取締役会は原則として毎月1回開催し、監査役の出席のもと、コンプライアンスやリスク管理を重視した意思決定を行います。

2.人事委員会
取締役候補者の選定等に関する委員会として、人事委員会を設置しております。人事委員会は、社内取締役1名及び社外取締役4名からなる5名の取締役で構成し、その委員長は社内取締役が務め、取締役会機能の客観性、透明性を確保し、コーポレートガバナンスの強化を図ることを目的に、取締役会の任意の諮問機関として独立社外取締役の関与・助言を得ております。

3.報酬委員会
取締役等の報酬等に関する委員会として、報酬委員会を設置しております。報酬委員会は、社内取締役1名及び社外取締役4名からなる5名の取締役で構成し、その委員長は社外取締役から選定し、取締役会機能の客観性、透明性を確保し、コーポレートガバナンスの強化を図ることを目的に、取締役会の任意の諮問機関として独立社外取締役の関与・助言を得ております。

4.経営会議
　業務執行において、より的確・迅速な経営の意思決定を行うために、取締役会の下に「経営会議」を設置し、取締役会から委譲された権限に基づき経営の重要事項に関する意思決定や報告聴取を行います。経営会議は原則として毎週1回開催し、監査役も出席のもと、コンプライアンスやリスク管理を重視した意思決定を行います。

5.監査役会
　当社では、監査役制度を採用しております。監査役は5名のうち、過半数の3名を社外監査役とすることで、透明性を確保します。各監査役は、監査役会で定めた監査方針・監査計画等に従い、「取締役会」、「経営会議」等重要な会議への出席や重要書類の閲覧等を通じ、取締役の職務執行を監査します。社外監査役には、誠実な人柄、高い見識と能力を有し、それぞれの専門分野についての知識や実務経験が豊富な人材を配置し、多角的な視点から経営上の助言を受けております。

6.内部統制、内部管理・内部監査部門
　内部統制、内部管理や内部監査部門として、「企画部」「総合リスク管理部」「監査部」を設置しております。
　企画部は、会社法並びに金融商品取引法上の内部統制の統括部署の役割を担います。総合リスク管理部は、内部管理の要でありますコンプライアンス管理を担当します。コンプライアンスにつきましては、取締役会で承認されたコンプライアンス・プログラムのもと諸施策の企画や進捗管理を行います。さらに、総合リスク管理部は、リスク管理の統括部署として、リスク管理体制の定期的な見直しと改善を行います。
　一方、監査部は、年度ごとに取締役会で承認された内部監査計画のもと、当社各部に対する内部監査を実施するとともに、当社グループの内部監査業務全般を統括管理するほか、グループ各社に対し、必要に応じて単独、または子会社等の内部監査部門と協働・連携して内部監査を実施し、業務運営の改善に向け、具体的な指導及び提言等を行います。

7.会計監査人
　当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、荒井憲一郎、田中宏和、刀禰哲朗の3名であり、金融商品取引法監査及び会社法監査を行う会計監査人は、新日本有限責任監査法人に所属しております。継続監査年数については、全員7年以内であるため記載を省略しております。
　当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士12名、その他18名であります。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

　当社は監査役設置会社であり、取締役12名中4名を社外取締役として、監査役5名中3名を社外監査役として選任しており、社外取締役及び社外監査役の選任を通じて、継続的な企業価値の向上に十分な体制を整備しております。
　社外取締役は、取締役会を通じて監査役監査、内部監査及び会計監査の状況並びに内部統制部門からの内部統制の状況の報告を受けており、提言・助言等を行っております。また、社外監査役は、常勤監査役から監査役監査、内部監査及び会計監査の状況並びに内部統制部門からの内部統制の状況の報告を受けており、提言・助言等を行っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成29年6月28日開催の定時株主総会では、招集通知を6月1日（27日前）に発送するとともに、招集通知発送前日の5月31日に当社ホームページで公表いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主の方にご出席いただくため、一般的に考えられている集中日を回避した開催日を設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使制度を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ＩＣＪが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを利用しております。
招集通知（要約）の英文での提供	英文の招集通知（要約）を、参考資料としてホームページに掲載するとともに、TDnetおよび機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに掲載しております。
その他	株主総会開催時に、報告事項・議案等について、ビジュアル化対応を行い、株主により平易にわかりやすい説明を行っております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人向け、取引先向けのIR説明会を定期的に開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに定期的に説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて、財務・IRの情報ページを開設し、決算短信、決算短信説明資料、ディスクロージャー誌等、当社の業績をわかりやすく説明した資料を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	企画部内に広報・IR室を設置しております。	
その他	当社グループをより一層ご理解いただくために、IR活動の一層の充実に努めてまいります。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営方針にてお客様、地域、株主、社会、グループ社員等ステークホルダーを尊重する旨を定めております。なお、経営方針については、当社ホームページに掲載しております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社グループでは、経営理念に掲げているとおり、「地域の皆さまに愛され、地域で最も信頼される金融グループ」を目指しており、本業等を通じて、お客さま・地域社会の皆さま・株主の皆さま・従業員など、全てのステークホルダーの皆さまからのご期待にお応えすることが、グループのCSR活動と捉えて推進しております。 今後も、今までの取組みを「永続的に」「より深化」させ、CSR活動に積極的に取組んでまいります。 こうした取組みの具体的内容につきましては、「ディスクロージャー誌・CSRレポート」に掲載しているほか、ホームページでも公開しております。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	適時開示規定を策定のうえ、適時・適切な開示を確保するための必要な体制構築を図っております。また、株主との対話に関する基本方針を定め、株主との建設的な対話の実現に取り組んでおります。
その他	■ダイバーシティ推進および女性活躍推進への取組みについて 当社グループでは、労働人口の減少やグローバル化の進展等、社会構造や経済環境が大きく変化する中、今後とも多様な人材が活躍できる企業となるため、ダイバーシティを推進しております。 女性の活躍支援、グローバル人材育成、多様な働き方の推進等をとおして、「働き甲斐のある誇れる職場」を作りあげることで企業価値を向上させ、お客さまに、より質の高い金融サービスの提供を図ってまいります。 ＜ダイバーシティ推進および女性活躍推進にかかる取組み＞ 平成25年12月　子銀行内に「ダイバーシティ推進室」設置 平成26年11月　「女性の役員・管理職登用に関する自主行動計画」策定・公表 平成28年 4月　女性活躍推進法にもとづく「一般事業主行動計画」策定・届出・公表 平成28年 6月　女性活躍推進法にもとづく「えるぼし」企業（三ッ星）認定を獲得 平成28年12月　厚生労働省「均等・両立推進企業表彰」 均等推進企業部門「厚生労働大臣優良賞」を受賞 平成29年 3月　「大阪市女性活躍リーディングカンパニー市長表彰」最優秀賞を受賞 ＜数値目標＞ 女性支店長を30名程度まで増加させることを目指すなど、リーダー的職務にある者に占める女性の割合を、30%以上に引き上げます。 （ご参考：平成29年6月1日時点） 女性支店長 11名　リーダー的職務にある者に占める女性比率 19% ＜行動計画＞ ⑴ 成長を促す環境作りを図る（職域拡大支援・キャリアアップ支援など） ⑵ ライフイベントと仕事を両立できる環境作りを図る （育休からの早期復帰支援・就業継続支援など） ⑶ 新たな人材の活躍を支援する （外国人留学生の採用・育成、非正社員から正社員への転換、活躍に向けた取組） ■働き方改革への取組みについて 当社の主要子会社である池田泉州銀行では、働き方に関する意識改革・健康増進に関する取組みにより企業価値の向上を図ることを目的に、平成29年5月に「働き方改革委員会」を設置いたしました。 「働き方改革委員会」は経営会議の諮問機関に位置づけ、経営陣が一丸となって関与することで、政府主導で進められている「働き方改革」に積極的に取り組んでおります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社及び当社グループ会社は、人と人とのふれあいを大切にし、誠実で親しみやすく、お客様から最も「信頼される」金融グループを目指し、業務の適正を確保するために必要な体制を以下のような観点で構築しております。

1.当社及び当社グループ会社の取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社及び当社グループ会社では、法令等遵守(コンプライアンス)を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるため、倫理綱領及び行動規範を制定するとともに、コンプライアンス基本規定を定め、コンプライアンス委員会において、全般的な方針や具体的施策などの審議を行います。
また、その徹底を図るため、コンプライアンスを担当する役員を設置するとともに、総合リスク管理部においてコンプライアンスの取組みを組織横断的に統括し、コンプライアンス・プログラムやコンプライアンス・マニュアルの制定、研修の実施などを通じ、役職員の教育等を行います。
さらに、法令上疑義のある行為等について当社及び当社グループ会社の役職員が直接情報提供を行う手段としてのグループ・コンプライアンス・ホットライン制度を設置・運営しており、当該通報を行ったことにより、通報者が不利益な扱いを受けることがないよう通報者の保護を図っております。
インサイダー取引未然防止規定に役職員が遵守すべき基本事項を定め、インサイダー取引の未然防止を図ります。
また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度を貫き、取引の介入排除に努めるとともに、金融機関を通じて取引される資金が各種の犯罪やテロに利用される可能性があることに留意し、マネーローンダリングの防止に努めます。
さらに、お客さまの保護及び利便性向上を推進し、「お客さま本位の徹底」を実現するため、顧客保護等管理を行います。

2.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会、経営会議、その他委員会等の重要会議について、職務執行の記録として議事録等を作成・保管いたします。
また、取締役を決定者とする決裁文書及び付属書類についても適切に作成・保管いたします。

3.当社及び当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社及び当社グループ会社の経営の健全性の維持と安定した収益確保を図るため、リスク管理基本規定を定め、当社及び当社グループ会社が抱えるリスクを信用リスク、市場リスク、資金流動性リスク、オペレーショナルリスクに区分の上、それぞれの所管部を明確にするとともに、リスク管理委員会を設置し、各リスクのモニタリングを行います。
また、危機管理規定を定め、危機事象の発生に伴う経済的損失及び信用失墜等を最小限に留めるとともに、業務継続及び迅速な通常機能の回復を確保いたします。

4.当社及び当社グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は、当社及び当社グループ会社の役職員の職務の執行が効率的に行われるため、当社及び当社グループ会社の経営目標を定めるとともに、「グループ経営計画」を策定し、当該計画を具体化するため半期毎の業務計画を定めております。
また、取締役の職務の執行を効率的に行うため、経営会議を設置し、取締役会で決議した経営の基本方針に基づき、これを執行する上での重要事項を協議、決議する他、取締役会の意思決定に資するため、取締役会付議事項を事前に検討することとしております。
さらに、取締役の所管する本部及びその権限と責任を明確にするとともに、ITの活用も図りながら効率的な業務執行体制を構築・維持します。

5.当社及び当社グループ会社から成る当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
当社では、当社グループ各社を池田泉州ホールディングスのグループとして一体と考え、当社が適切に主導し、当社グループ各社が当社との連携を保ちつつ、自社の規模、事業の性質に応じた適切な内部管理体制を構築し、業務の健全かつ適切な運営を行います。
また、当社は、グループ経営管理として子会社に対する経営管理規定等を制定し、当社グループ各社から、その役職員の職務の執行に係る事項その他必要な報告を受け、協議する体制を構築しております。

6.監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役の職務を補助するため、監査役会事務局として監査役スタッフを配置いたします。このスタッフに対する業務執行の指揮命令は監査役が行うこととし、人事異動、人事評価等においても監査役の同意が必要であるなど、取締役からの独立性を確保いたします。

7.取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社及び当社グループ会社の取締役及び従業員等は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループ会社に重大な影響を及ぼす事項、その他必要な事項をすみやかに報告することといたします。また、グループ・コンプライアンス・ホットラインへの通報を行ったことにより、通報者が不利益な扱いを受けることがないよう通報者の保護を図っております。
さらに、これを補完するため、取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、ALM委員会等の重要な会議について、監査役が出席できる体制を構築しております。

8.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、代表取締役、内部監査部署、監査法人との間で意見交換会を開催しております。
また、監査役は取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、ALM委員会等の重要な会議に出席し、業務執行上の様々な問題点の把握に努めます。
さらに、監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上し、緊急又は臨時に支出した費用については、事後、当社に償還を請求することが出来るものとしております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

[基本的な考え方]
池田泉州ホールディングスグループは、次のとおり反社会的勢力に対する基本方針を定め、役職員一同これを遵守することにより、反社会的勢力による被害の防止を図ります。

[整備状況]
1.組織としての対応

反社会的勢力に対する対応に関しては、規定等に明文の根拠を設け、経営トップ以下、組織全体として対応します。また、反社会的勢力による不当要求に対応する役職員の安全を確保します。

2.外部専門機関との連携

日頃から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3.取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力に対しては、取引関係を含めて、一切の関係を遮断します。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶します。

4.有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求に対しては、必要に応じて民事及び刑事の両面から法的対応を行います。

5.犯罪を助長する行為の禁止

反社会的勢力との裏取引や反社会的勢力への資金提供は絶対に行いません。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

当社は、金融商品取引法等の諸法令及び、東京証券取引所の定める有価証券上場規程に則り、適切かつ速やかに情報開示を行います。
1.会社情報の適時開示に係る基本方針
　当社は、投資判断に影響する事業活動や重要な意思決定に関する情報を、株主･投資家の皆様や地域社会をはじめとするあらゆるステークホルダーの方々へ、適時･的確･公平に提供することに努めてまいります。それにより、池田泉州ホールディングスグループがステークホルダーの方々により深く理解され、より良い信頼関係を築き上げていくとともに、健全な証券市場の形成･発展のために上場会社としての責務を果たします。
2.適時開示に係る社内体制
⑴ 当社は、企画部を会社情報の適時開示を統括する部署（適時開示管理部署）として定め、同部の担当役員である取締役を「情報取扱責任者」とし、その管理のもとで、金融商品取引法、有価証券上場規程及び当社「適時開示規定」等の規定に基づき、当社（子会社を含む）に係る重要な決定事実、重要な発生事実及び決算に関する情報等の適時開示体制を整備しております。
⑵ 重要な決定事実及び決算に関する情報は、取締役会等の決議を経た後、速やかに適時開示管理部署を通じて、東京証券取引所への事前説明の後に「適時開示情報伝達システム（TDnet）」において開示し、必要に応じて記者会見、資料投函等を行います。また、有価証券上場規程に準拠した会社情報及び投資判断に影響を与えると当社が判断した重要な会社情報については、東京証券取引所ホームページ公表に合わせて、当社ホームページにも掲載して、当社情報の周知を図ります。
⑶ 重要な発生事実に関する情報は、社内各部門（子会社を含む）で発生次第、情報取扱責任者の判断により、上記の決定事項に準じて速やかに開示し、その後直近の取締役会等にて報告されます。
⑷ 適時開示規則の定めでは開示義務に該当しないと思われる会社情報に関しても、投資家の投資判断や得意先との取引等に影響を及ぼすと判断されるもの等については、上記と同様、積極的な開示･公表に努めます。
⑸ 当社は、他の業務部門等から独立して内部監査業務を行う部署として、監査部を設置しております。監査部は、会社情報の管理体制を含め全ての業務の内部管理態勢を内部監査の対象としており、その適切性･有効性を検証する責務を担っております。また、各監査役は、取締役会等への出席の他、取締役等からの報告聴取、計算書類等重要書類の閲覧などの方法により、上記管理体制が適正に機能しているか、監査を実施します。

コーポレートガバナンス体制図

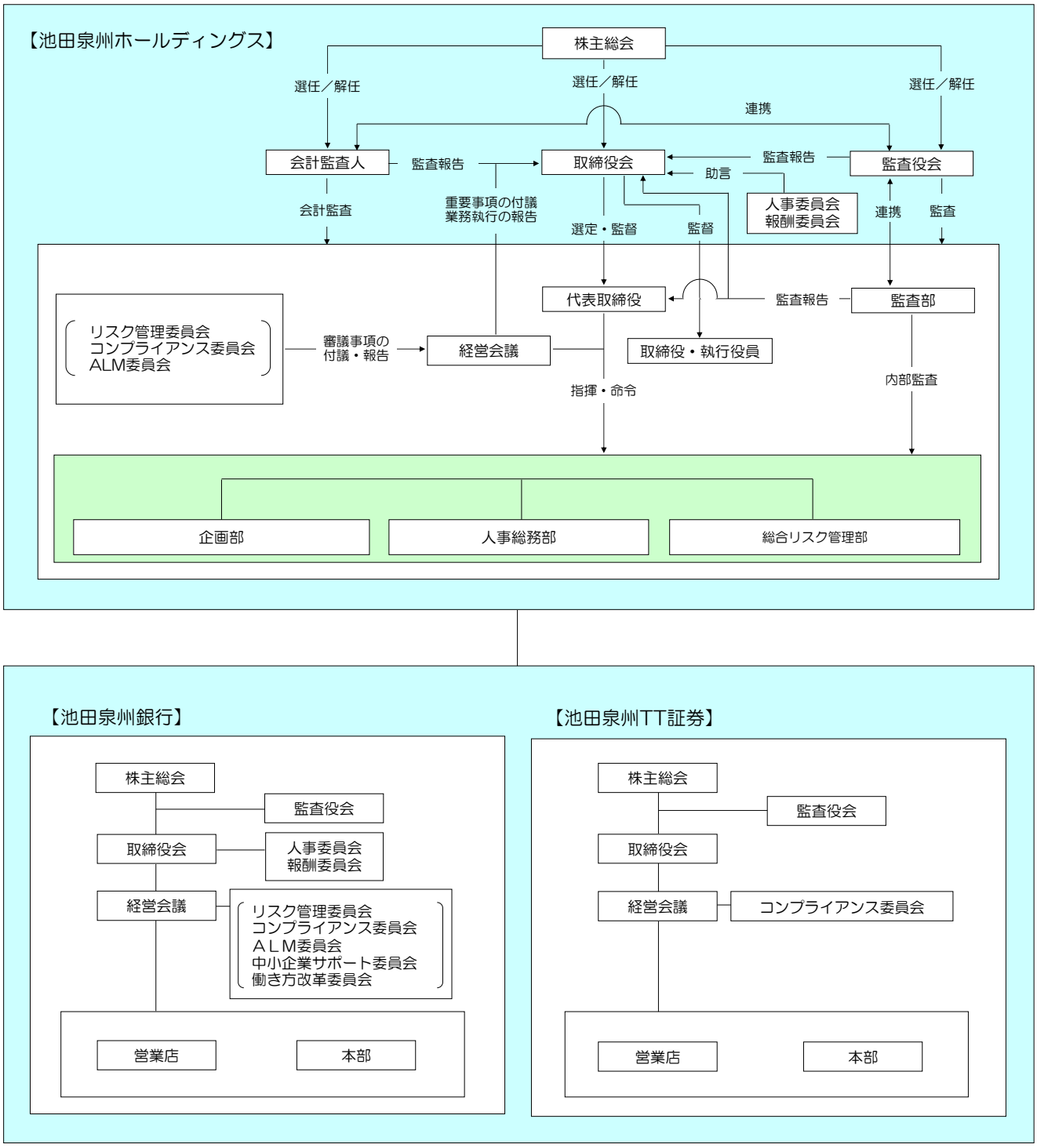

会社情報の適時開示体制

